

1. NPOへの補助

連番	事業名	新・継 区分	施策・事業の概要	H25年度予算額 (百万円)	H24年度予算額 (百万円)	補助率 (国費率)	実施主体	公募スケジュール	申請方法	照会窓口	H24年度 NPOへの実績	備考 (H24年度予算 執行状況等)
1	民間まちづくり活動促進事業	継続	市民・企業・NPOなどの知恵・人的資源等を引き出す先導的な都市の整備・管理の普及を図るため、まちづくり会社等の民間の担い手が主体となったまちづくり計画・協定の策定や、都市再生特別措置法の都市利便増進協定等に基づく施設整備を含む実証事業等に対して、国が補助を行う。	160	182	1/3 [間接補助]  ※都市再生特別措置法に基づく都市再生整備推進法人に指定された場合は、1/2[直接補助]	民間事業者等(NPO含む)・都市再生整備推進法人・土地所有者等	3月1日締め切り	都市局に申請	都市局 まちづくり推進課	—	—
2	暮らし・にぎわい再生事業	継続	中心市街地の再生を図るため、内閣総理大臣により中心市街地活性化基本計画の認定を受けた地区において、都市機能のまちなか立地、空きビル再生、多目的広場等の整備等を支援する。 中心市街地活性化基本計画に位置付けられた都市機能導入施設を民間事業者等(NPO含む)が整備する際に、地方公共団体が行う補助の一部を支援する。	※1	※1	1/3等 [間接補助]	地方公共団体・民間事業者等(NPO含む)	交付先の各地方公共団体において決定	交付先の各地方公共団体において決定	都市局 まちづくり推進課 市街地整備課 住宅局 市街地建築課	※2(地方公共団体等が補助する団体の主体種別、及び発注先等の報告を義務付けていない)	国が交付した地区数:40地区
3	都市再開発支援事業	継続	地区再生計画作成費、コーディネータ業務に要する費用及びまちづくりNPO等が行う街区整備計画案作成費等に対して補助を行う。	※1	※1	1/3以内 [間接補助]	地方公共団体、再開発準備組織、まちづくりNPO等	交付先の各地方公共団体において決定	交付先の各地方公共団体において決定	都市局 市街地整備課	※2(地方公共団体等が補助する団体の主体種別、及び発注先等の報告を義務付けていない)	交付先の地方公共団体数 7件(平成25年01月現在)
4	都市再生整備計画事業	継続	市町村が作成した都市再生整備計画に位置付けられたハード事業(道路、公園、住宅等)からソフト事業(まちづくり活動支援等)まで、NPO等が行う事業にも幅広く活用できる交付金を交付する。	※1	※1	— [交付金(NPOに対しては間接補助)]	市町村、NPO等	交付先の各市町村において決定	交付先の各市町村において決定	都市局 市街地整備課	※2(地方公共団体等が補助する団体の主体種別、及び発注先等の報告を義務付けていない)	国が交付した地区数:808地区

※1 社会資本総合整備事業(平成25年度19,593億円、平成24年度14,395億円)の内数。

※2 間接補助の場合、国土交通省では、地方公共団体等が提出する事業計画、補助金等の額等が補助目的に該当しているかなどの必要な事項を確認している。また、交付した補助金については、地方公共団体が適正に執行していることを要綱に基づき確認しているが、地方公共団体等が補助する団体の主体種別、及び発注先(NPOを含む)等までは報告を義務付けていない。

連番	事業名	新・継 区分	施策・事業の概要	H25年度予算額 (百万円)	H24年度予算額 (百万円)	補助率 (国費率)	実施主体	公募スケジュール	申請方法	照会窓口	H24年度 NPOへの実績	備考 (H24年度予算 執行状況等)
5	都市再生総合整備事業	継続	都市再生のトリガーとなる地区において、先行的都市基盤施設等の整備や都市の魅力と活力を引き出す都市拠点の整備を実施することにより、円滑な土地利用転換を推進する。 地方公共団体等の計画に位置付けられた地域生活基盤施設の整備やコーディネート等を民間事業者等(NPOを含む)が実施する際に、地方公共団体が行う補助の一部を支援する。	※1	※1	1/3以内または1/2以内 [間接補助]	地方公共団体等	交付先の各地方公共団体において決定	交付先の各地方公共団体において決定	都市局 市街地整備課 住宅局 市街地建築課	※2(地方公共団体等が補助する団体の主体種別、及び発注先等の報告を義務付けていない)	国が交付した地区数:13
6	宅地耐震化推進事業	継続	大地震時等に滑动崩落の危険性が特に高く、一定の要件(相当数の居住者、公共施設等への被害をもたらすおそれ等)を満たす大規模盛土造成地において、防災性の向上を図るため、滑动崩落防止対策を推進する。 国土交通省は、地方公共団体が、大規模盛土造成地滑动崩落防止事業を行うNPO等の事業主体に対して補助する場合に、当該地方公共団体に対して補助を行う。 地方公共団体は、NPO等の事業主体が、大規模盛土造成地滑动崩落防止計画に基づき滑动崩落防止のための設計・工事を行う際に要する費用に対して補助を行う。	※1	※1	1/4以内 [間接補助]	地方公共団体等	交付先の各地方公共団体において決定	交付先の各地方公共団体において決定	都市局 都市安全課 都市防災対策推進室	※2(地方公共団体等が補助する団体の主体種別、及び発注先等の報告を義務付けていない)	国が交付した地方公共団体数:40件
7	都市防災総合推進事業	継続	密集市街地や津波発生時に大規模な災害が想定される等の防災上危険な市街地の総合的な防災性の向上を図ることを目的に、都市の防災構造化や住民の防災に対する意識向上を推進する。 国土交通省は、地方公共団体等が都市防災事業計画に基づき実施する調査・工事等に要する費用に対して補助を行う。 地方公共団体は、防災街区整備推進機構等(NPOを含む場合がある)が実施する調査・工事等に要する費用に対し補助を行う	※1	※1	1/3以内または1/2以内 [間接補助]	地方公共団体等	交付先の各地方公共団体において決定	交付先の各地方公共団体において決定	都市局 都市安全課	※2(地方公共団体等が補助する団体の主体種別、及び発注先等の報告を義務付けていない)	国が交付した地方公共団体数:100件
8	市民緑地等整備事業	継続	NPO等の緑地管理機構が市民緑地契約又は緑地保全地域等の土地に係る管理協定に基づき行う既存緑地の公開のために必要な施設を整備する際に、地方公共団体が行う補助の一部を支援する。	※1	※1	1/3以内 [間接補助]	地方公共団体、 緑地管理機構	交付先の各地方公共団体において決定	交付先の各地方公共団体において決定	都市局 公園緑地・景観課	※2(地方公共団体等が補助する団体の主体種別、及び発注先等の報告を義務付けていない)	—

※1 社会資本総合整備事業(平成25年度19,593億円、平成24年度14,395億円)の内数。

※2 間接補助の場合、国土交通省では、地方公共団体等が提出する事業計画、補助金等の額等が補助目的に該当しているかなどの必要な事項を確認している。また、交付した補助金については、地方公共団体が適正に執行していることを要綱に基づき確認しているが、地方公共団体等が補助する団体の主体種別、及び発注先(NPOを含む)等までは報告を義務付けていない。

連番	事業名	新・継 区分	施策・事業の概要	H25年度予算額 (百万円)	H24年度予算額 (百万円)	補助率 (国費率)	実施主体	公募スケジュール	申請方法	照会窓口	H24年度 NPOへの実績	備考 (H24年度予算 執行状況等)
9	都市公園事業	継続	市町村が作成し、国の認定を受けた「歴史的風致維持向上計画」に基づいて実施する都市公園事業について、NPO等の歴史的風致維持向上支援法人が地域活性化の核となる貴重な歴史的資産の保全・活用に資する都市公園の整備を行う際に、地方公共団体が行う補助の一部を支援する。	※1	※1	1/3以内 [間接補助]	地方公共団体、歴史的風致維持向上支援法人	交付先の各地方公共団体において決定	交付先の各地方公共団体において決定	都市局公園緑地・景観課	※2(地方公共団体が補助する団体の主体種別、及び発注先等の報告を義務付けていない)	-
10	都市・地域交通戦略推進事業	継続	徒歩、自転車、自動車、公共交通など多様なモードの連携が図られた、自由通路、地下街、駐車場等の公共的空間などからなる都市の交通システムを明確な政策目的に基づいて、総合的に整備しようとする地方公共団体、NPO等に対して支援を行い、都市交通の円滑化を図るとともに、都市施設整備や土地利用の再編により、都市再生を推進する。	※1	※1	1/3以内(自転車関連経費で環境モデル都市等については1/2以内) [間接補助]	地方公共団体、都市再生機構、協議会、NPO等	交付先の各地方公共団体において決定	交付先の各地方公共団体において決定	都市局街路交通施設課整備室	※2(地方公共団体が補助する団体の主体種別、及び発注先等の報告を義務付けていない)	NPOによる予算執行なし
11	マンション再生環境整備事業	終了	適正かつ持続可能なマンションの維持管理を行う環境を整備するため、専門的な知識やノウハウをもってマンション管理組合の活動を支援する法人等(NPOを含む)の立ち上げ等を支援し、総合的なマンション再生に関する相談体制等を構築する。	-	(100の内数)	10/10 (定額補助) [直接補助]	マンション管理組合の活動を支援する法人等	公募手続中(近々採択予定)	国土交通省HPにて手続きを公表し、市街地建築課マンション政策室にて受付	住宅局市街地建築課マンション政策室	応募者の中から2~3のNPO法人を支援。	-
12	マンション管理適正化・再生推進事業	新規	新たな管理適正化方式や東日本大震災を踏まえた新たな防災対策等マンションの課題解決に向けた合意形成等の成功事例の蓄積を通じ、今後増大することが予想されている老朽化したマンションの管理適正化・再生推進に向けた環境整備を図る。	(151の内数)	-	10/10 (定額補助) [直接補助]	マンション管理組合の活動を支援する法人等	検討中	検討中(国土交通省HPにて手続きを公表し、市街地建築課マンション政策室にて受付を予定している)	住宅局市街地建築課マンション政策室	-	-
13	長期優良住宅等推進環境整備事業	終了	国土交通省は、長期優良住宅等にふさわしい良好な街なみの維持・形成に資する地域マネジメントや、住み替え等の推進に資する空き住宅の再生・活用等を行うNPO等に対して補助を行う。	-	(200の内数)	10/10 (定額補助) [直接補助]	地権者組織、NPO法人等	補助事業者において公募を実施	補助事業者において募集を実施	国土交通省住宅局市街地建築課住環境整備室	補助事業者において平成24年に応募を実施、48のNPO法人等を支援。	-

※1 社会資本総合整備事業(平成25年度19,593億円、平成24年度14,395億円)の内数。

※2 間接補助の場合、国土交通省では、地方公共団体等が提出する事業計画、補助金等の額等が補助目的に該当しているかなどの必要な事項を確認している。また、交付した補助金については、地方公共団体が適正に執行していることを要綱に基づき確認しているが、地方公共団体等が補助する団体の主体種別、及び発注先(NPOを含む)等までは報告を義務付けていない。

連番	事業名	新・継 区分	施策・事業の概要	H25年度予算額 (百万円)	H24年度予算額 (百万円)	補助率 (国費率)	実施主体	公募スケジュール	申請方法	照会窓口	H24年度 NPOへの実績	備考 (H24年度予算 執行状況等)
14	基本計画等作成等事業	継続	国土交通省は、市街地再開発事業に関連する計画策定等を推進し、市街地再開発事業等の計画的かつ総合的な実施を図る事業に対し補助を行う地方公共団体に対して補助を行う。 地方公共団体は基本計画等作成等事業を行う、市町村協議会等(NPO法人を含む場合がある)に対して補助を行う。	※1	※1	1/3 [間接補助]	地方公共団体、協議会組織、再開発準備組織等	交付先の各地方公共団体において決定	交付先の各地方公共団体において決定	住宅局市街地建築課	※2(地方公共団体等が補助する団体の主体種別、及び発注先等の報告を義務付けていない)	地区数:13
15	住宅市街地総合整備事業	継続	国土交通省は、関係機関・地域住民との調整業務、まちづくり協議会等(NPOを含む場合がある)の運営・活動(勉強会、資料収集等)、協議会が委託するコンサルタント派遣等に要する費用に対し補助を行う地方公共団体等に対して補助を行う。 地方公共団体等は民間事業者等(NPOを含む)が行う上記事業に対して補助を行う。	(12,760の内数) ※1	(15,130の内数) ※1	2/3、1/2、1/3等 [間接補助]	地方公共団体、都市再生機構、地方住宅供給公社、民間事業者等	交付先の各地方公共団体において決定	交付先の各地方公共団体において決定	住宅局市街地住宅整備室	※2(地方公共団体等が補助する団体の主体種別、及び発注先等の報告を義務付けていない)	—
16	地域住宅計画に基づく事業	継続	地方公共団体が主体となって行う公営住宅の建設や面的な居住環境整備など地域の自主性と創意工夫を活かした取組みを総合的かつ計画的に推進する。 国土交通省は、地方公共団体の作成した地域住宅計画に位置づけられた、民間事業者やNPO法人等への支援事業を含む幅広い事業(ハード事業・ソフト事業)に要する費用に対して助成を行う。	※1	※1	1/2 [交付金(NPOに対しては間接補助)]	地方公共団体等	交付先の各地方公共団体において決定	交付先の各地方公共団体において決定	住宅局住宅総合整備課	※2(地方公共団体等が補助する団体の主体種別、及び発注先等の報告を義務付けていない)	事業実施主体数: 1, 606主体
17	住宅セーフティネット基盤強化推進事業	継続	賃貸住宅に係る家賃債務保証業等の適正化、賃貸住宅関連紛争に係る処理の円滑化、居住支援協議会の活用等の促進を図ることにより、民間賃貸住宅を活用した住宅セーフティネットの基盤強化を図る。 国土交通省は、実施主体が行う賃貸住宅関連紛争処理を円滑化する取組みの実施等に対して補助を行う。	(450の内数)	(515の内数)	10/10 (定額補助) [直接補助]	民間事業者、NPO法人等	検討中	検討中	国土交通省住宅局住宅総合整備課安心居住推進課	事業件数:30件	—

※1 社会資本総合整備事業(平成25年度19,593億円、平成24年度14,395億円)の内数。

※2 間接補助の場合、国土交通省では、地方公共団体等が提出する事業計画、補助金等の額等が補助目的に該当しているかなどの必要な事項を確認している。また、交付した補助金については、地方公共団体が適正に執行していることを要綱に基づき確認しているが、地方公共団体等が補助する団体の主体種別、及び発注先(NPOを含む)等までは報告を義務付けていない。

連番	事業名	新・継 区分	施策・事業の概要	H25年度予算額 (百万円)	H24年度予算額 (百万円)	補助率 (国費率)	実施主体	公募スケジュール	申請方法	照会窓口	H24年度 NPOへの実績	備考 (H24年度予算 執行状況等)
18	高齢者等居住安定化 推進事業	継続	高齢者、障害者、子育て世帯向けの 先導的な住まいづくり・まちづくりに関 する取組み、サービス付き高齢者向け 住宅の整備を行う事業などを支援し、 高齢者、障害者、子育て世帯の居住の 安定確保を図る。 国土交通省は、評価委員会において 選定した公募による提案者(NPOを含 む)、サービス付き高齢者向け住宅の 整備を行う事業者(NPOを含む)が行う 住宅の整備等に要する費用に対して 補助を行う。	(34,000の内数)	(35,500の内数)	1/10.1/3等 [直接補助]	民間事業者、NP O法人等	補助事業者にお いて公募を実施	補助事業者にお いて募集を実施	住宅局安心居住 推進課	NPOへの補助: 22件 (評価委員会に よる選定事業 分)	事業件数:79件 (評価委員会に よる選定事業 分)
19	観光地域づくりプラット フォーム支援事業	終了	様々な滞在型観光の取組みを推進し、 市場との窓口機能等を担う「観光地域 づくりプラットフォーム」の形成を促進し つつ、着地型旅行商品の企画・販売、 人材育成等を行う取組を支援。(NPO を含む)	-	246	①設立準備段階 10/10 (定額補助) ②運営初期段階 2/5 [直接補助]	民間組織		観光庁HPにて 手続きを公表し、 地方運輸局また は沖縄総合事務 局にて受付	総合政策局事業 統括調整官室 観光庁観光地域 振興課	NPOへの補助: 1件	支援地域数:23 地域
20	観光地域づくりブランド 確立支援事業	新規	国内外から選好される国際競争力の 高い魅力ある観光地域づくりを促進す るため、国土交通省は、地域の取組段 階に応じ、地域のマネジメントを中心 的に担う民間団体等が行う地域独自の 「ブランド」の確立を通じた日本の顔と なる観光地域の創出に向けた取組を 支援する。	343	-	① 観光地域ブラン ド化基盤づくり支 援10/10 (上限500万円) ② 観光地域ブラン ド化確立支援 2/5 [直接補助]	地域のマネジメ ントを中心に 担う民間団体等	検討中	検討中	観光庁観光地域 振興課	-	-
合計		-		503 (+75) (+17.5%)	428	-	-	-	-	-	-	-

※1 社会資本総合整備事業(平成25年度19,593億円、平成24年度14,395億円)の内数。

※2 間接補助の場合、国土交通省では、地方公共団体等が提出する事業計画、補助金等の額等が補助目的に該当しているかなどの必要な事項を確認している。また、交付した補助金については、地方公共団体が適正に執行していることを要綱に基づき確認しているが、地方公共団体等が補助する団体の主体種別、及び発注先(NPOを含む)等までは報告を義務付けていない。

2. NPOとの連携

連番	事業名	新・継 区分	施策・事業の概要	H25年度予算額 (百万円)	H24年度予算額 (百万円)	実施主体	公募スケジュー ル	申請方法	照会窓口	H24年度 NPOへの実績	備考 (H24年度予算 執行状況等)
1	「子どもの水辺」再発見プロジェクト	継続	河川における身近な水辺での環境学習・自然体験活動の推進を図るため、地域の市民団体、NPO等が中心となって協議会を設置し、活動する場所を登録。 国土交通省及び地方公共団体は、この登録された「子どもの水辺」におけるソフト・ハード面の様々な支援を実施。例えば、協議会に対し、子どもの水辺サポートセンターから資機材の貸出、情報提供等を支援。	(652,917の内数)	(625,409の内数)	国、地方公共団体	通年	市区町村教育委員会や河川管理者、市民団体等で構成される「子どもの水辺」協議会において、「子どもの水辺」を選定し、「子どもの水辺サポートセンター」へ登録。また、「子どもの水辺」とするため河川整備が必要な場合には、「子どもの水辺」協議会において、「水辺の楽校構想」を作成の上、各市区町村長から当該市区町村の存する都道府県知事を通じて国土交通省水管理・国土保全局長に対して申請書を提出	各河川管理者（国土交通省の各河川事務所や、地方公共団体の河川担当部局）	-	「子どもの水辺」再発見プロジェクト登録箇所数290箇所（平成23年3月末） 「水辺の楽校」プロジェクト登録箇所数279箇所（平成23年3月末）
2	自然再生事業	継続	国土交通省及び地方公共団体は、蛇行河川の復元や湿地・干潟の再生等の河川における良好な自然環境を保全・復元する自然再生事業を市民団体、NPO等との協働により推進する。	(652,917の内数)	(625,409の内数)	国、地方公共団体	通年	右記問い合わせ先に直接連絡	各河川管理者（国土交通省の各河川事務所や、地方公共団体の河川担当部局）	-	36水系で実施
3	海辺の環境教育の推進	継続	市民による港の良好な自然環境の活用を促進し、自然環境の大切さを学ぶ機会の充実を図るため、自治体やNPOなどが行う自然体験・環境教育活動等の場ともなる海浜等の整備を行う。	(173,192の内数) ※1	(181,834の内数) ※1	国、地方公共団体等	【参考：「海辺の自然学校」関係】 通年	【参考：「海辺の自然学校」関係】 地方整備局等に対して連絡	港湾局海洋・環境課	-	【参考：「海辺の自然学校」関係】 人工干潟での生物観察等を行う「海辺の自然学校」を全国16箇所を実施
4	「新しい公共」による地域づくり活動に係るコンテスト・助言指導事業	継続	「新しい公共」による地域づくり活動に対して、中間支援組織を中心とした関係機関が連携して、自立的・持続的な活動に向けてコーディネート支援を行う取組を募集・選定し、その取組の効果や課題等を検証するとともに、取組に対する助言指導を公開形式で行い、共有可能なコンテンツとして整理。	(67の内数)	(107の内数)	NPO等の中間支援組織	検討中	検討中	国土政策局地方振興課	実施主体全10団体のうちNPO法人は4団体	-

※1 社会資本総合整備事業（平成25年度19,593億円、平成24年度14,395億円）の内数。

# 民間まちづくり活動促進事業

市民・企業・NPOなどの知恵・人的資源等を引き出す先導的な都市施設の整備・管理の普及を図るため、まちづくり会社等の民間の担い手が主体となったまちづくり計画・協定の策定や、都市再生特別措置法の都市利便増進協定等に基づく施設整備等を含む実証実験等に対し補助する。

## ○民間主導のまちづくり活動に対する支援の強化

- ・ 民間主導によるまちの賑わいや快適な都市空間を創出するため、法定のまちづくり計画や協定案の作成に対して民間への直接補助を実施
- ・ 民間の創意工夫を活かした施設整備等を推進するため、都市再生整備推進法人による協定に基づく施設整備等（実証事業）に対して直接補助を実施



➤協定制度に基づく、民間によるまちの賑わい、交流の場の創出



➤民間の担い手による公共空間の整備・管理の高質化

## ◆民間のまちづくり活動に対する支援の全体像

### まちづくり計画等の策定・コーディネート

#### 法定のまちづくり計画等

法定の計画提案素案、協定案を含むまちづくり計画の策定及びコーディネート

- ・ 都市再生整備計画の提案素案
- ・ 都市利便増進協定、歩行者経路協定の案
- ・ これらに関連するコーディネート

#### 任意のまちづくり計画等

エリアマネジメントに係る計画の策定及びコーディネート

- ・ 地区の土地利用、整備又は管理運営に関する計画の作成及びこれに関する立案・調整
- ・ まちづくり組織の立ち上げ、まちづくりに係る多様な主体への意識啓発活動等のまちづくり活動 等

### 社会実験・実証事業等

都市利便増進協定又は歩行者経路協定に基づく施設の整備・活用

- ・ 広場の整備、通路の舗装の高質化、街灯や街路樹の整備、駐輪場の整備等
- ・ 広場等の公共空間を活用したイベント、オープンカフェ等の実施 等

まちの賑わい、交流の場の創出や都市施設の管理・活用等に資する社会実験等

- ・ 地域のプロモートイベント（オープンカフェ等）
- ・ 屋外広告物事業
- ・ 空き地・空き店舗等の活用
- ・ 地域のPR・広報 等

自立的な事業展開

補助No.1

# 暮らし・にぎわい再生事業の概要

衰退し、利便性の低下した中心市街地において、**公益施設（医療施設、社会福祉施設、教育文化施設、地域交流施設等）を含む建築物の整備等を支援することにより、中心市街地をいきいきと生活できるまちなかとして再生する。**

## ○補助対象メニュー

### 【コア事業】

#### 1. 都市機能まちなか立地支援（公益施設の**新築**に対する支援）

<メニュー>

- ・設計費 ・土地の整備費
- ・共用通行部分整備費 ・立体駐車場整備費
- ・賑わい交流施設\*整備費 等

※公益施設のうち、住民が随時利用でき、交流の場となる施設：図書館、多目的ホール等

階段	ホール	立体駐車場
	廊下	
土地整備		

#### 2. 空きビル再生支援（**既存ストック**を活用した公益施設の導入に対する支援）

<メニュー>

- ・設計費 ・改修工事費
- ・共用通行部分整備費 ・立体駐車場整備費
- ・賑わい交流施設\*整備費 等

※公益施設のうち、住民が随時利用でき、交流の場となる施設：図書館、多目的ホール等

階段	専用部分改修費	図書館
	廊下	

#### 3. 賑わい空間施設整備（**広場の整備**に対する支援）

<メニュー>

- ・設計費 ・建築物除却費 ・公開空地整備費 等

### 【附帯事業】

1. 計画コーディネート支援（計画作成等の**ソフト活動**の支援）
2. 関連空間施設整備（コア事業とあわせて行う**駐車場、緑化施設の整備**に対する支援）

平成22年度より社会資本整備総合交付金として支援

注）中活協議会施行、UR施行分については従来どおり補助金として支援。

## ○対象地域

認定中心市街地活性化基本計画の区域

（平成24年度末までは、改正前の中活法に基づく基本計画の見直し方針が明確になっている区域または改正中活法に基づく基本計画の骨子が存在している区域をもって、「中心市街地の活性化に関する法律」に基づく認定基本計画区域と見なして、支援を実施。）

## ○施行者及び補助率

・地方公共団体、都市再生機構、中心市街地活性化協議会  
（直接補助；事業費の1/3以内）

・民間事業者等（NPOを含む。）

（間接補助；事業費の1/3以内、かつ、市町村の補助に要する費用の1/2以内）

公益施設の割合が高い（1/10以上）等一定の要件を満たす場合は、補助率加算（1/3 → 2/5）

## 《制度活用イメージ》



# 都市再開発支援事業

## ◇ 目的

地域の拠点となる中心市街地の商業地等の活性化を図る観点から、総合的な整備計画に基づき、市街地再開発事業など各種の事業により、都市計画道路と一体となった総合的な再開発を推進することを目的とする。

## ◇ 事業のしくみ

### (1) ソフト支援措置（国費率1/3）

#### ① 地区再生計画<sup>※1</sup>の作成に要する費用に対する助成

事業主体：市町村（必要に応じて都道府県）

※1 地区の整備のマスタープラン

#### ② 街区整備計画<sup>※2</sup>の作成に要する費用に対する助成

事業主体：市町村（必要に応じて都道府県）、法定の市町村都市再生整備協議会（以下「市町村協議会」）、再開発準備組織、再開発会社、まちづくり NPO、まちづくり公益法人及びまちづくり協議会

※2 地区の具体的な整備プログラム

#### ③ コーディネート業務に要する費用に対する助成

##### 1) 計画コーディネート

市町村、都市再生機構、市町村協議会、タウン・マネジメント・センター（第3セクター）、再開発準備組織及び再開発会社が行う以下に掲げるコーディネート

- ・計画立案に係る調査（施設需要予測、整備地区の課題抽出、居住・営業調査、税込増効果算定等）
- ・整備手法及び整備手順の検討（計画立案に向けて基礎となる各種検討、B/C 算定等）
- ・関係機関等との調整（地方公共団体、金融機関、保留床取得者等）
- ・まちづくり活動支援（まちづくり組織の立上げ、人材育成、住民の意見調整等）

##### 2) 事業コーディネート

5,000 m<sup>2</sup>以上の保留床を賃貸運営する保留床管理法人が、施設建築物工事着工までの間に行う以下に掲げるコーディネート

- ・施設詳細設計・計画に関する調整（テナントミックス案の作成、施設詳細設計・計画に関する施行者との調整等）
- ・保留床価格設定に関する調整（長期収支計画シミュレーション、保留床価格設定に関する施行者との調整等）

### (2) ハード支援措置（国費率1/3）

#### ○対象施設

街区整備計画に定められた施設等定められた要件を満たす公開空地、立体的遊歩道、人工地盤等、駐車場及び用途適正配置の観点から建設される住宅等の整備に要する費用に対する助成

#### ○事業主体及び助成対象

- ・地方公共団体、市町村協議会：公開空地、立体的遊歩道、人工地盤等、駐車場及び用途適正配置の観点から建設される住宅等
- ・地方公共団体の出資又は拠出に係る法人その他公益を目的とする者：公開空地、駐車場及び用途適正配置の観点から建設される住宅等
- ・市街地再開発組合の要請を受けて市街地再開発組合の組合員又は当該組合員の出資する法人：用途適正配置の観点から建設される住宅等

# 都市再生整備計画事業の概要

## 1. 目的

地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを実施し、全国の都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図ることを目的とする。

## 2. 概要

都市再生整備特別措置法第46条第1項に基づき、市町村が都市再生整備計画を作成し、都市再生整備計画に基づき実施される事業等の費用に充当するために交付金を交付。

平成16年度に、「まちづくり交付金」制度として創設。

平成22年度からは、社会資本整備総合交付金に統合され、同交付金の基幹事業である都市再生整備計画事業として位置付け。

### ① 都市再生整備計画の作成

市町村は地域の特性を踏まえ、まちづくりの目標<sup>(注1)</sup>と目標を実現するために実施する各種事業等を記載した都市再生整備計画を作成。

### ② 交付金の交付

交付金を年度ごとに交付。

### ③ 事後評価

交付期間終了時、市町村は、目標の達成状況等に関する事後評価<sup>(注2)</sup>を実施し、その結果を公表。

(注1) まちづくりの目標の設定：まちづくりの目標とその達成状況を評価する指標を設定。

例) 目標：駅周辺の賑わいを再生する。

指標：来街者数、居住者数(可能な限り数値化を図る)等。

(注2) 数値化された指標の達成状況を評価。

## 3. 交付対象

都市再生整備計画に位置付けられたまちづくりに必要な幅広い施設等を対象。

- ・道路、公園、下水道、河川、多目的広場、修景施設、地域交流センター、土地区画整理事業、市街地再開発事業 等
- ・地域優良賃貸住宅、公営住宅、住宅地区改良事業 等
- ・市町村の提案に基づく事業
- ・各種調査や社会実験等のソフト事業

## 4. 交付期間

概ね3～5年

## 5. 国費率

事業費に対して概ね4割(交付金の額は一定の算定方法により算出)

※中心市街地活性化等の国として特に推進すべき施策に関連する一定の要件を満たす地区については、交付率の上限を45%(通常40%)として重点的に支援。

# 都市再生総合整備事業の概要

## 1. 目的

大都市圏等の臨海部や既成市街地を中心に発生している大規模工場跡地等低未利用地において、都市再生をうながすトリガー（引き金）となる地区への都市基盤施設等の集中的な整備を実施するとともに、都市拠点の形成に資する民間都市開発事業等を促進することにより、円滑な土地利用転換を公民協働で推進することを目的とする。

## 2. 概要

### ○総合整備型

国土交通大臣が指定する重点地域内で、特に一体的かつ総合的に都市の再構築を進めるべき区域において、先行的都市基盤施設の整備や計画策定等、ハード事業からソフト事業までをパッケージにして総合的に支援する。

#### ① 対象区域

##### 1) 都市・居住環境整備重点地域

都市構造再編の観点から都市基盤施設整備、面的整備及び拠点形成等の重点的な実施が必要不可欠な地域等として、国土交通大臣が指定する相当規模の地域。

##### 2) 特定地区

都市・居住環境整備重点地域のうち、特に一体的かつ総合的に都市の再構築を進めるべき区域として、地方公共団体が指定する地区。

#### ② 事業主体：地方公共団体、独立行政法人都市再生機構、民間等

#### ③ 交付対象等

1) 基本計画策定に要する費用（国費率：1/2）

2) 整備計画策定等に要する費用（国費率：1/2）

3) 都市基盤施設の整備に要する費用（国費率：1/2）

4) 地域生活基盤施設、高質空間形成施設、高次都市施設の整備に要する費用（国費率：1/3）

5) 既存施設の除却、移転に要する費用（国費率：1/2）

※民間等については間接交付（国費率：1/3）とし、2）、4）、5）の対象事業に限る。

### ○拠点整備型

総合整備型の対象区域以外において、都市構造の再編や広域的な連携を進めるうえで中核となる都市拠点整備を重点的に支援する。

#### ① 対象地区

基幹的な事業の実施に併せ、市民共有の優れた街並みの形成、魅力ある都市拠点の形成を図るべき社会的経済的条件を備えている地区。

#### ② 事業主体：地方公共団体、独立行政法人都市再生機構、協議会、民間等

#### ③ 交付対象等

1) 地域生活基盤施設、高質空間形成施設、高次都市施設の整備、既存施設の除却、移転等に要する費用（国費率：1/3）

2) 1) の整備事業又は市街地再開発事業等の基幹的な事業を促進する関連公共施設の整備に要する費用（国費率：通常事業の国費率に同じ）

3) 都市再生総合整備事業（拠点整備型）の活用や円滑な実施を図るためのまちづくり活動支援等に関する調査に要する費用（国費率：1/3）

## ○宅地耐震化推進事業

### 【目的・概要】

東日本大震災や新潟県中越地震等の大地震時に、大規模盛土造成地の崩壊により住宅が流出するなどの被害が出ているが、このように大地震が発生した場合に大きな被害が生ずるおそれのある大規模盛土造成地は全国に数多く存在する。

このような大規模盛土造成地の被害を軽減するため、変動予測調査（大規模盛土造成地マップ作成）を行い住民への情報提供等を図るとともに、滑動崩落防止工事の実施により耐震性を向上させることに要する費用について補助する。

### ○ 大規模盛土造成地の変動予測

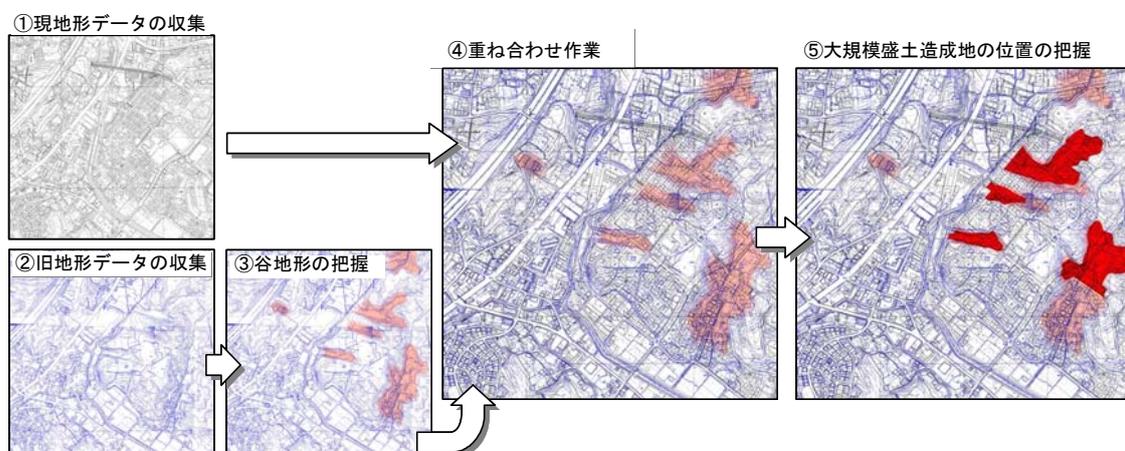
地方公共団体が、大地震時等に変動、崩落する危険性のある大規模盛土造成地について調査を行い、「大規模盛土造成地マップ」として情報提供する場合、調査等に要する費用の一部を補助する。

事業主体：地方公共団体

交付率：1 / 3

交付対象：大規模盛土造成地の変動予測に関する調査に要する費用

### 【大規模盛土造成地マップ作成イメージ】



### ○ 大規模盛土造成地滑動崩落防止事業

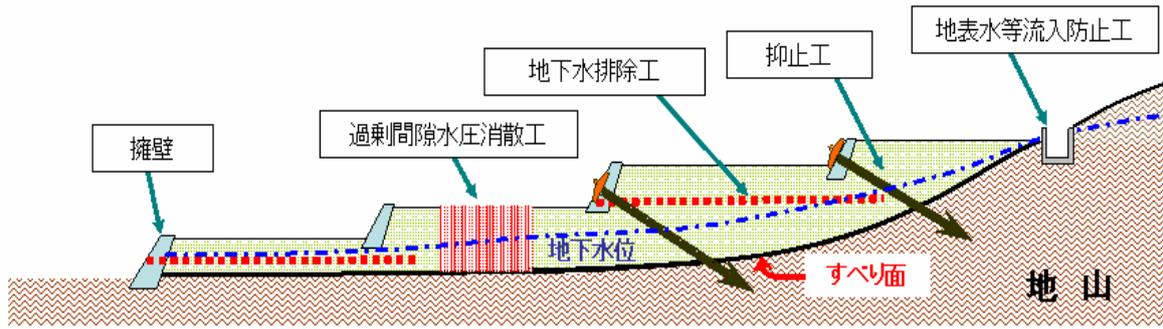
大地震時等に滑動崩落の危険性が特に高い、一定の要件（相当数の居住者、公共施設等へ被害をもたらすおそれ等）を満たす大規模盛土造成地について滑動崩落防止工事が行われる場合、工事に要する費用の一部を補助する。

事業主体：地方公共団体がその費用の一部を助成する場合又は自ら実施する場合に当該地方公共団体に補助

交付率：1 / 4

交付対象：大規模盛土造成地の滑動崩落防止工事に要する設計費及び工事費（対象区域面積1 haあたり国費4千万円を限度とする）

# 【大規模盛土造成地滑動崩落防止工事イメージ】



地下水排除工の例



過剰間隙水圧消散工の例

# 都市防災総合推進事業の概要

## 1. 背景・目的

阪神・淡路大震災における教訓をみるまでもなく、我が国の都市は、都市基盤施設の整備を伴わないまま人口、産業等の集中による都市化が急速に進展したため、地震災害等の各種災害に対して構造的に脆弱である。このため、密集市街地や津波発生時に大規模な災害が想定される等の防災上危険な市街地の総合的な防災性の向上を図ることを目的に、都市の防災構造化や住民の防災に対する意識向上を推進する都市防災総合推進事業を実施している。

## 2. 事業の概要

地方公共団体等が行う次の事業メニューに対する支援を実施する。

### ○ 都市防災の計画づくりに対する補助

#### 災害危険度判定調査

- ・各種災害に対する危険度判定調査

#### 住民等のまちづくり活動支援

- ・防災都市づくりに関して住民等が主体となったまちづくり活動への支援

#### 密集市街地緊急リノベーション事業 (H28年度まで)

- ・重点密集市街地において、都市計画道路整備に併せた沿道整備(防災環境軸の整備)を推進するための計画コーディネート支援、面積要件の緩和

### ○ 計画に基づく事業実施に対する補助

#### 地区公共施設等整備

- ・道路、公園等の地区公共施設の整備
- ・防災まちづくり拠点施設の整備

#### 都市防災不燃化促進

- ・避難地、避難路、延焼遮断帯周辺等の建築物の不燃化に対する助成

#### 地震に強い都市づくり緊急整備事業

- ・「地震に強い都市づくり推進5箇年計画」を策定した市町村に対し、計画に位置付けられた事業について交付対象施設の特例を設ける。防災情報通信ネットワーク等

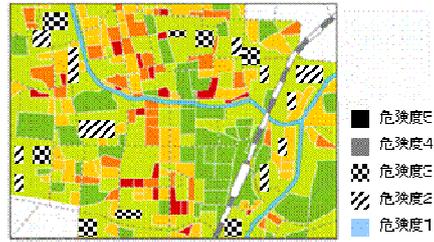
### ○ 大規模災害の被災地における復興まちづくりに対する支援

#### 被災地における復興まちづくり総合支援事業

- ・被災地を災害に強いまちへ再生するとともに、地域活力の早期復興のため、計画策定から公共施設整備等への一体的な支援

### ①災害危険度判定調査

**目的**：地震等による都市災害に対して、防災上重点的かつ緊急に整備を要する地域を明確にすることにより、住民が自らが住んでいる地域の災害に対する危険性への認識を深め、住民主体の防災まちづくり活動の気運を高める。  
**交付対象**：延焼危険性、消防・避難の困難性など市街地の災害危険度判定に関する調査



<災害危険度判定調査の例>

### ②住民等のまちづくり活動支援

**目的**：市民の協力と参画を得てまちづくりを推進するため、防災上対策が必要な地区や活性化すべき中心市街地等を対象として、都市整備の事業着手以前の段階を含め住民等の主体的なまちづくり活動を醸成する。

#### 交付対象

- ・住民等のまちづくり活動を活性化するための地区住民等に対する啓発活動
- ・まちづくり協議会の活動に対する助成
- ・地区のまちづくり方針の作成

### ③地区公共施設等整備

**目的**：都市の骨格となる避難地等の整備に加え、地区レベルのきめ細かい防災対策として、防災上危険な密集市街地等における道路、公園等の地区公共施設や防災まちづくり拠点施設の整備により、災害時の初期段階での避難活動、消防活動等の円滑化を図る。

#### 交付対象

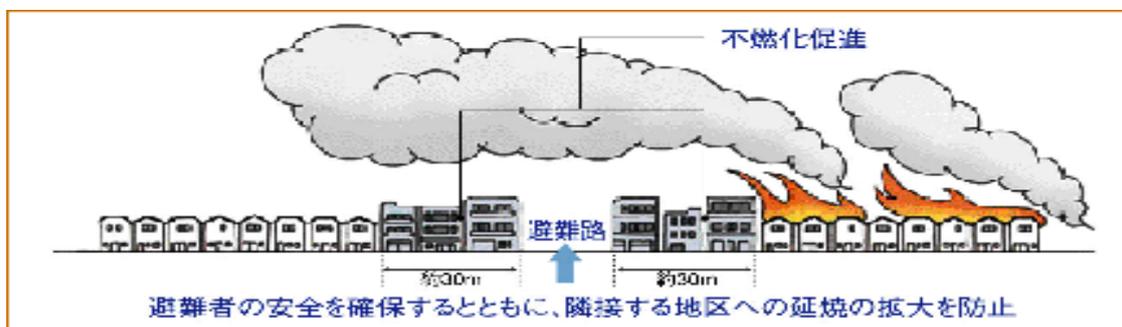
- ・道路又は公園、広場等の地区公共施設
- ・避難所、津波避難タワー等の防災まちづくり拠点施設（耐震性貯水槽、備蓄倉庫、非常時通信システム等の整備、災害時協定を締結した民間施設の所有者等に対する間接補助含む）

### ④都市防災不燃化促進

**目的**：避難地、避難路、延焼遮断帯等の周辺において建築物の不燃化・難燃化を促進することにより、大規模な地震等に伴い発生する火災に対して、住民の避難の安全性の確保と市街地における大規模な延焼の遮断・遅延を図る。

#### 交付対象

- ・避難地、避難路、延焼遮断帯周辺等で指定する区域（不燃化促進区域）における耐火・準耐火建築物の建築に対する助成等
- ・現況調査、住民意向調査、地区整備の基本方針作成、事業計画の作成・推進等



整備効果のイメージ

### ⑤密集市街地緊急リノベーション事業

**目的：**重点密集市街地において、複数の事業を組み合わせた整備計画作成・コーディネートに対する支援と、整備計画に位置付けられた事業について、面積の合計が一定規模以上である場合に、面積要件の緩和を実施することにより、各種事業の総力を結集して防災環境軸の整備を推進する。

**交付対象：** 整備計画作成・コーディネート

### ⑥地震に強い都市づくり緊急整備事業

**目的：**避難地・避難路・ライフライン等総合的な地震防災対策を推進するため「地震に強い都市づくり推進5箇年計画」を策定した市町村に対し、計画に位置付けられた事業について、交付対象施設に特例を設ける。

#### 交付対象施設の特例

- ・ 防災情報通信ネットワークの整備（都市防災総合推進事業（地区公共施設等整備））
- ・ 都市公園施設の耐震診断（都市公園事業）
- ・ 防災関連施設の整備（都市再生区画整理事業、被災市街地復興土地地区画整理事業）
- ・ 災害時に活用可能な集会所等の整備（市街地再開発事業、防災街区整備事業）

### ⑦被災地における復興まちづくり総合支援事業

**目的：**大規模な災害により被災した被災地を災害に強いまちへ再生するとともに、地域活力の早期復興のため、復興まちづくり計画の策定から公共施設や共同施設・修景施設等の施設整備まで、一体的に支援する。

#### 交付対象

- 復興まちづくり計画策定支援（「復興まちづくり事業計画」の策定、住民合意形成）
- 復興に向けた公共施設等整備
  - ・ 災害に強いまちに復興するための公共施設等整備
  - ・ まちの活性化につながる公共施設の高質化等
- 復興まちづくり施設整備助成
  - ・ 共同施設整備、修景施設整備等

交付対象要件等(都市防災総合推進事業)

	災害危険度判定調査	住民等のまちづくり活動支援	地区公共施設等整備	都市防災不燃化促進	密集市街地緊急リノベーション事業	地震に強い都市づくり緊急整備事業	被災地における復興まちづくり総合支援事業
大規模地震発生の可能性の高い地域※1	○	○	○	○	×	○	×
三大都市圏の既成市街地等	○	○	○	○	×	○	×
指定都市	○	○	○	○	×	○	×
道府県庁所在都市	○	○	○	○	×	○	×
重点密集市街地※3を含む市町村	×	○	○	○	○	○	×
DID地区	○	○	○	○	×	○	×
大規模な災害による被災地※4	×	×	×	×	×	×	○
事業主体	都道府県、市町村、防災街区整備推進機構	市町村、防災街区整備推進機構	都道府県、市町村、防災街区整備推進機構等	都道府県、市町村	都道府県、市区町村、防災街区整備推進機構	※2	市町村等
交付率	1/3	1/3	1/2,1/3	1/2(調査は1/3)	1/2	※2	1/2、1/3

※1：地震防災対策強化地域、東南海・南海地震防災対策推進地域、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域、観測強化地域、特定観測地域

※2：地震に強い都市づくり緊急整備事業は、各種事業における重点実施及び交付対象施設の特例を内容とするため、事業主体及び交付率は各種事業の事業主体及び交付率となる。

※3：住生活基本計画(全国計画)(平成23年3月15日閣議決定)に基づく地震時に著しく危険な密集市街地

※4：激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第2条第1項の規定に基づき激甚災害に指定された災害により被災し、同法第3条の規定に基づく措置が適用された市町村

## ○市民緑地等整備事業

### 【概要】

地方公共団体または緑地管理機構等が、市民緑地契約（都市緑地法第55条に規定する市民緑地契約をいう。）又は緑地保全地域等の土地に係る管理協定（都市緑地法第24条に規定する管理協定をいう。）に基づき行う既存緑地の公開のために必要な施設整備、及び借地公園の整備を実施する。

### 【対象事業要件】

#### ○対象事業

- ①地方公共団体又は緑地管理機構が、市民緑地契約に基づき行う緑地の利用又は管理のために必要な施設整備。
- ②地方公共団体又は緑地管理機構が、緑地保全地域又は特別緑地保全地区内の土地に係る管理協定に基づき行う緑地の利用又は管理のために必要な施設整備。  
等

#### ○対象都市

以下の①及び②に掲げる要件を満たす都市を対象とする。

- ①緑の基本計画が策定済み若しくは策定中の都市、又は景観計画が策定済み若しくは策定中の都市
- ②以下のいずれかの要件を満たす都市
  - 1)環境モデル都市（候補都市を含む。）及び緑化地域、緑化率の最低限度を定めた地区計画、歴史的風土特別保存地区、近郊緑地特別保全地区、特別緑地保全地区又は緑地保全地域の指定により緑の保全・創出を積極的に行っている都市（以下、「重点都市」という。）
  - 2)人口10万人以上の都市
  - 3)大都市圏における以下の政策区域に含まれる都市
    - ・首都圏整備法に規定する既成市街地及び近郊整備地帯
    - ・中部圏開発整備法に規定する都市整備区域
    - ・近畿圏整備法に規定する既成都市区域及び近郊整備区域

### 【交付対象施設】

本事業の交付の対象となる事業は、以下に掲げるとおり。

#### (1)市民緑地契約に基づく施設整備

園路又は広場、修景施設、休憩所、ベンチその他の休養施設、便所、水飲場その他の便益施設、門、さく、照明施設、水道その他の管理施設、備蓄倉庫その他の災害応急対策施設

#### (2)緑地保全地域における管理協定に基づく施設整備

防火施設、土砂崩壊防止施設、景観保全のための植栽、防火・病虫害防除維持管理上の道路、立入防止柵・標識等の管理施設、散策路、ベンチ、休憩所、公衆便所、解説板、駐輪場、水質保全のための水辺周辺施設 等

### 【国費率】

- ・地方公共団体の場合 施設費 1 / 2
- ・緑地管理機構の場合 地方公共団体が緑地管理機構の補助に要する費用の 1 / 2 以内で、かつ当該緑地の整備に要する全体事業費の 1 / 3 以内

## ○都市公園事業

### 【事業目的】

安全で快適な緑豊かな都市環境の形成を推進し、豊かな国民生活の実現を図るため、都市公園の整備を行う。

### 【事業主体】

地方公共団体（歴史まちづくり法第5条第8項に位置づけられた都市公園においては、都市公園法第5条に規定する設置管理許可又は管理許可を受けた施設（許可期間終了後も継続して公園管理者に財産が帰属するもの）を整備する公園管理者以外の地方公共団体及び歴史まちづくり法第25条に基づき認定歴史的風致維持向上計画に記載した同法第5条第3項第2号に規定する公園施設を整備する認定市町村を含む。）

### 【交付対象事業要件】

#### ①面積要件

原則として2ha以上とする。ただし、以下の公園を除く。

#### 1) 街区公園、近隣公園

##### i) 防災公園

##### ii) 住宅宅地関連公共施設整備及び面的整備事業における公共施設管理者負担金にかかる都市公園

#### 2) 都市緑地

##### i) 都市の自然的環境の保全及び改善並びに都市景観の向上のために設けられる面積0.05ha以上の緑地

##### ii) 都市計画区域内の山林、農地、宅地等で遊休となっている面積0.05ha以上の私的空閑地で土地所有者と地方公共団体との間で概ね10年以上の賃貸借契約を結び都市公園として整備するもの

#### ②総事業費要件

市区町村事業は2.5億円以上、都道府県事業は5億円以上

### 【国費率】

- ・地方公共団体の場合 用地費 1 / 3、施設費 1 / 2
- ・歴史的風致維持向上支援法人の場合 地方公共団体が歴史的風致維持向上支援法人の補助に要する費用の 1 / 2 以内で、かつ当該施設の整備に要する全体事業費の 1 / 3 以内



## マンション管理適正化・再生推進事業（新規）

### 1. 目的

新たな管理適正化方式や、東日本大震災を踏まえた新たな防災対策等マンションにおける課題の解決に向けた合意形成等の成功事例の蓄積を通じ、今後増大することが予想されている老朽化したマンションの管理適正化・再生推進に向けた環境整備を図る。

### 2. 事業概要

(1) 事業内容      マンション管理適正化・再生推進に当たっての課題解決に向けて管理組合における合意形成をサポートする取組み等を公募・支援し、成功事例の収集・分析等を行う。

- ① 専門家の活用も含めた新たなマンション維持管理の適正化
- ② 被災時のマンション生活維持のための環境整備
- ③ 持続可能社会に対応したマンション再生の促進

(2) 事業主体      マンション管理組合の活動を支援する法人等

(3) 補助率      定額補助

(4) 限度額      1,000万円

(5) 事業期間      平成25年度～平成27年度

3. 平成25年度予算額（国費）      1.51億円

## 基本計画等作成等事業

### 1. 目的

市街地再開発事業に関連する計画策定等を推進し、市街地再開発事業等の計画的かつ総合的な実施を図る。

### 2. 制度の概要

#### (1) 基本計画及び推進計画

- 基本計画：市街地再開発事業の事業化が見込まれる区域において、都市計画、施設建築物・敷地等の計画、資金計画等について検討を行う。
- 推進計画：所有者等の2/3以上が加入する再開発準備組織が結成されているものについて、組合定款等の検討、事業の計画内容、権利調整の詳細の検討等を行う。
- 国費率：1/3

#### (2) 市街地総合再生計画

##### ○対象地区

土地の合理的かつ健全な高度利用又は市街地環境の整備が必要な既成市街地のうち、地区面積が概ね1 ha以上であり、かつ再開発事業の実施が確実な区域の面積が概ね5,000㎡以上であるもの等。

##### ○事業内容等

###### ア) 市街地総合再生計画の策定

現況調査、地区整備の基本方針、再開発が必要な地区及び整備手法の選定等の検討を実施。

- ・国費率：1/3

###### イ) 市街地総合再生計画に基づく事業の実施

- a 市街地再開発事業：地域要件適合、施行面積要件5,000㎡→1,000㎡
- b 優良建築物等整備事業：地域要件適合、施行面積要件1,000㎡→500㎡
- c 市街地総合再生施設整備：公開空地、立体的遊歩道、駐車場、住宅等の整備

- ・国費率：1/3

#### (3) コーディネート業務

##### ○業務内容

###### ア) 計画コーディネート業務

- ・まちづくり活動支援事業

まちづくり組織の立ち上げ及び活動支援、住民に対するまちづくりの啓蒙、人材育成並びに住民の意見の調整

- ・計画立案・調整業務

土地利用計画並びに建築物、建築敷地及び公共施設の整備計画の作成のための調査、整備手法及び整備手順の検討並びに関係機関等との調整

###### イ) 事業コーディネート

保留床管理法人が施設建築物工事着工までの間に行う施設詳細設計・計

画に関する調整及び保留床価格算定に関する調整

○国費率：1/3

(4) まちなみデザイン推進事業（まちなみ形成の推進）

○対象地区

市街地再開発事業等市街地における建築活動等の適切な誘導を図ることにより、良好なまちなみの形成を促進すべき地区

○事業内容等

地区内地権者等からなる協議会組織による良好なまちなみ形成の推進方策等の検討

・国費率：1/3

# 住宅市街地総合整備事業の概要

## ◇密集住宅市街地整備型

○密集住宅市街地において、老朽住宅等の建替えと公共施設の整備を促進し、住環境改善、防災性の向上等を図るため、住宅市街地の再生・整備を総合的に行う

### 【整備地区の要件】

- 重点整備地区を一つ以上含む地区
- 整備地区の面積が概ね5ha以上（重点供給地域は概ね2ha以上）
- 原則として住宅戸数密度が30戸/ha以上の地区

### 【重点整備地区の要件】

- 重点整備地区の面積が概ね1ha以上（重点供給地域は概ね0.5ha以上）
- 地区内の換算老朽住宅戸数が50戸以上（重点供給地域は25戸以上）
- 住宅戸数密度と老朽住宅の割合が一定以上



### 地区内の公共施設の整備

- 道路・公園等の整備
- コミュニティ施設の整備  
(集会所、子育て支援施設等)
- (補助率：1/2、1/3)

### 老朽建築物の除却・建替え

#### 老朽建築物の除却

買収費、除却工事費、通搬補償等  
(補助率：1/2、1/3)

#### 沿道建築物の不燃化

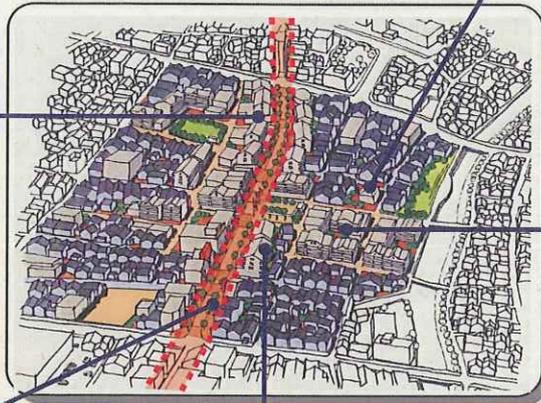
延焼遮断帯形成事業  
一定の要件を満たす沿道建築物の外壁・開口部・屋根等の整備等 (補助率：1/3)

#### 共同・協調化建替

除却等、階段や通路等の共同施設整備、空地整備等  
(補助率：1/3)

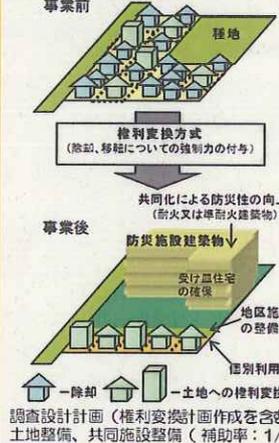
#### 防災建替え・認定建替えにより個別の建替を補助(戸建住宅にも補助)

除却等、階段や通路等の共同施設整備、空地整備等  
(補助率：1/3)



### 防災街区整備事業

建築物への権利変換による土地・建物の共同化を基本としつつ、個別の土地への権利変換を認める柔軟かつ強力な事業手法を用いながら、老朽化した建築物を除却し、防災機能を備えた建築物及び公共施設の整備を行う



### 事業に関連する公共施設の整備

道路・都市公園・河川等の整備  
関連公共施設整備  
(補助率：通常事業に準ずる)

### 受け皿住宅の整備

従前居住者用の受け皿住宅の整備  
都市再生住宅等整備事業

調査設計計画、従前居住者用賃貸住宅整備等 (補助率：1/3、1/2、2/3)

## ◇拠点開発型・街なか居住再生型

○既成市街地において、快適な居住環境の創出、都市機能の更新、街なか居住の推進等を図るため、住宅市街地の再生・整備を総合的に行う

### 拠点開発型の地区要件

#### 【整備地区の要件】

- 重点整備地区を一つ以上含む地区
- 整備地区の面積が概ね5ha以上（重点供給地域は概ね2ha以上）
- 原則として住宅戸数密度が30戸/ha以上の地区

#### 【重点整備地区の要件】

- 重点整備地区の面積が概ね1ha以上（重点供給地域は概ね0.5ha以上）
- 三大都市圏の既成市街地、重点供給地域、県庁所在地、一定の条件を満たす中心市街地等
- 原則として概ね1ha以上かつ重点整備地区面積の20%以上の拠点的开发を行う区域を含む

### 街なか居住再生型の地区要件

#### 【整備地区の要件】

- 重点整備地区を一つ以上含む地区
- 整備地区の面積が概ね5ha以上（重点供給地域は概ね2ha以上）

#### 【重点整備地区の要件】

- 重点整備地区の面積が概ね1ha以上30ha以下（重点供給地域は概ね0.5ha以上30ha以下）
- 一定の条件を満たす中心市街地
- 重点整備地区で概ね50戸以上かつ10戸/ha以上の住宅整備を行う

### 地区内の公共施設の整備

#### 道路・公園等の整備



#### コミュニティ施設の整備

(集会所、子育て支援施設等)



#### 空き家等の活用

・空き家又は空き建築物の取得(用地費は除く。)、移転、増築、改築等



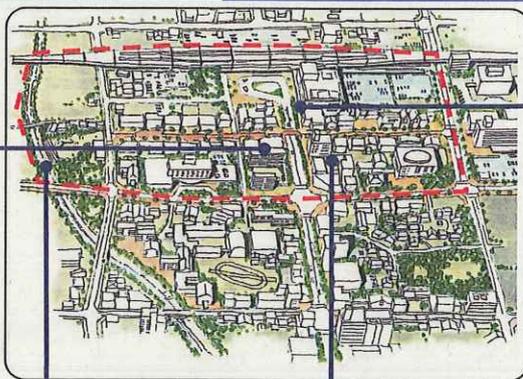
(補助率：1/3)

### 良質な住宅の供給

拠点開発地区における良質な住宅の供給



市街地住宅等整備事業  
調査設計計画、土地整備、共同施設整備  
(補助率：1/3)



### 事業に関連する公共施設の整備

道路・都市公園・河川等の整備  
関連公共施設整備  
(補助率：通常事業に準ずる)

### 受け皿住宅の整備

従前居住者用の受け皿住宅の整備  
都市再生住宅等整備事業

調査設計計画、従前居住者用賃貸住宅整備等 (補助率：1/3、1/2)

## 住宅市街地総合整備事業

### I 目的

既成市街地において、快適な居住環境の創出、都市機能の更新、密集市街地の整備改善、街なか居住の推進など都市再生の推進に必要な政策課題に、より機動的に対応するため、住宅市街地の再生・整備を総合的に行う。

### II 事業の概要

#### (1) 整備地区の要件

- ① 重点整備地区を一つ以上含む地区であること。
- ② 整備地区の面積が概ね5ha以上（重点供給地域は概ね2ha以上）であること。
- ③ 原則として住宅戸数密度が30戸/ha以上の地区（連坦して土地利用転換が見込まれる地区を除く。）であること。（街なか居住再生型を除く。）

#### (2) 重点整備地区の要件

- ① 重点整備地区の面積が概ね1ha以上（重点供給地域は概ね0.5ha以上）であること。
- ② 次のいずれかの要件に適合すること。
  - a. 拠点開発型（三大都市圏の既成市街地等において、原則として概ね1ha以上かつ面積20%以上の拠点的開発を行う区域を含むこと）
  - b. 密集住宅市街地整備型（換算老朽住宅戸数50戸以上（重点供給地域は25戸以上）で、住宅戸数密度と老朽住宅の割合が一定以上であること）
  - c. 街なか居住再生型（中心市街地において、概ね50戸以上かつ10戸/ha以上の住宅整備が見込まれること（ただし面積は概ね30ha以下））

#### (3) 事業主体

地方公共団体、都市再生機構、地方住宅供給公社、民間事業者等

#### (4) 交付・補助内容〔交付率・補助率〕

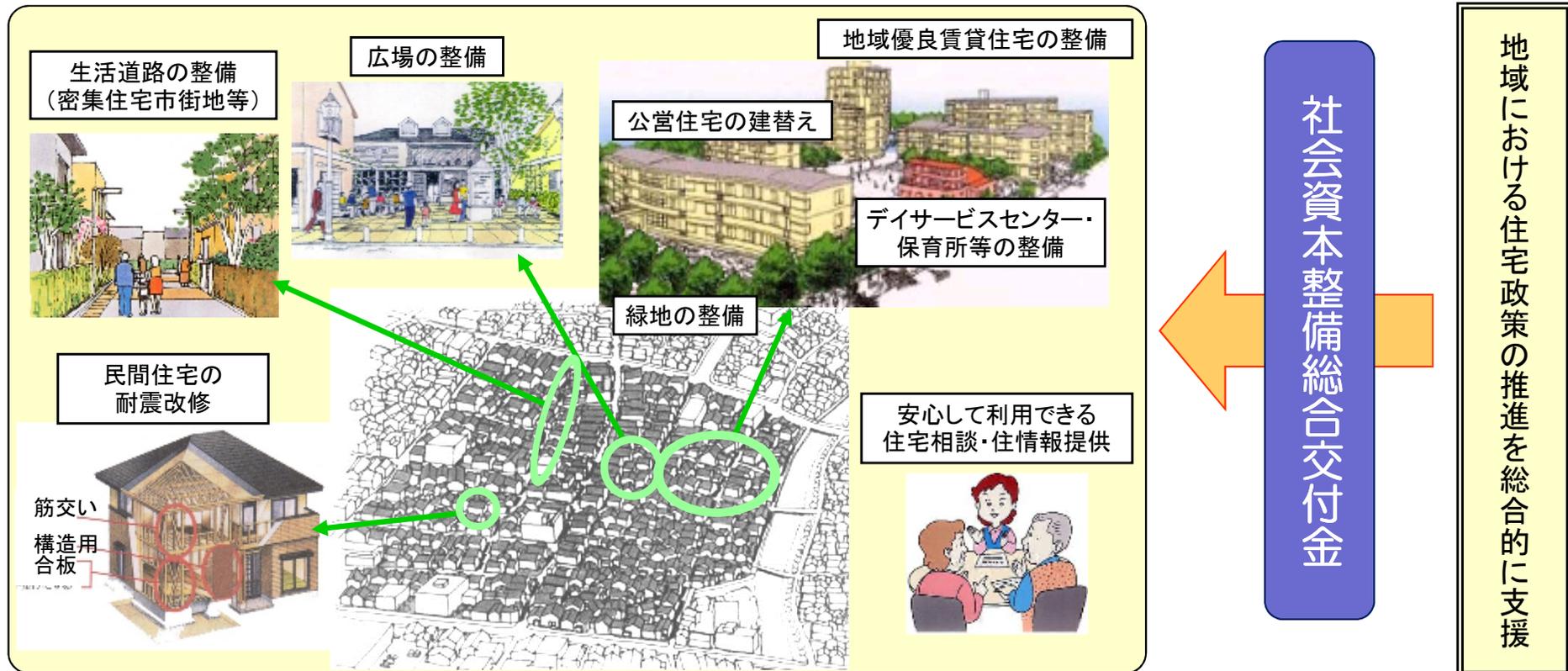
- ①整備計画策定（整備計画、事業計画策定等）〔1/3, 1/2, 2/3, 3/4〕
  - ②市街地住宅等整備（調査設計計画、共同施設整備、公共空間整備等）〔1/3, 1/2〕
  - ③居住環境形成施設整備（老朽建築物除却、地区公共施設整備等）〔1/3, 1/2〕
  - ④耐震改修促進（耐震改修等）〔通常事業に準ずる〕
  - ⑤延焼遮断帯形成事業（調査設計計画、土地整備、延焼遮断機能整備）〔1/3〕
  - ⑥防災街区整備事業（調査設計計画、土地整備、共同施設整備）〔1/3等〕
  - ⑦関連公共施設整備（道路、都市公園、下水道、河川等）〔通常事業に準ずる〕
  - ⑧都市再生住宅等整備（調査設計計画、従前居住者用賃貸住宅整備等）〔1/3, 1/2, 2/3〕
  - ⑨公営住宅等整備（公営住宅、地域優良賃貸住宅の整備等）
  - ⑩住宅地区改良事業等（住宅地区改良事業、改良住宅等改善事業等）
  - ⑪街なみ環境整備（地区施設、修景施設等の整備等）〔⑨～⑪：通常事業に準ずる〕
- 密集住宅市街地整備型に限る。

# 社会資本整備総合交付金（地域住宅計画に基づく事業）の概要

地方公共団体が主体となり、公営住宅の建設や面的な居住環境整備など地域における住宅政策を自主性と創意工夫を活かしながら総合的かつ計画的に推進するための事業制度

## 【交付対象事業】

- 基幹事業 公営住宅・地域優良賃貸住宅の整備、既設公営住宅の改善、不良住宅地区の改良、密集住宅市街地の整備、関連公共施設の整備、住宅・建築物の耐震診断・耐震改修 等
- 提案事業 地方公共団体独自の提案による地域の住宅政策実施に必要な事業等  
(例)民間住宅のバリアフリー改修、公営住宅等と社会福祉施設等の一体的整備、住宅相談・住情報提供



## 1. 目的

賃貸住宅に係る家賃債務保証業等の適正化、賃貸住宅関連紛争に係る処理の円滑化、居住支援協議会の活用の促進等を図ることにより、民間賃貸住宅を活用した住宅セーフティネットの基盤強化を図る。

## 2. 施策の概要等

### (1) 補助内容

#### ① 既存賃貸住宅活用に係る地域ネットワークの形成・活用促進事業

- ・補助内容：地方公共団体と宅地建物取引業者、賃貸住宅管理業者等との連携・協力により、物件情報の収集や管理面での効率化・円滑化の仕組みを構築する取組みを支援し、既存賃貸住宅の一部の借上げによる公営住宅の供給促進に係る取組みに要する経費
- ・事業主体：地方公共団体、宅地建物取引業者、賃貸住宅管理業者等により構成される協議会等

#### ② 家賃債務保証業等の適正化支援

- ・補助内容：家賃債務保証業務の適正化を図るため、事業者等に対する過去の判例等をまとめた事例集等の情報提供、当該業務のあり方等についての講習会・説明会の実施等に要する経費
- ・事業主体：民間事業者等

#### ③ 賃貸住宅関連紛争に係る紛争処理円滑化支援

- ・補助内容：裁判外紛争処理手続きの活用等による電話相談や面接相談体制の整備等に要する経費
- ・事業主体：民間事業者等

#### ④ 居住支援協議会等活動支援

- ・補助内容：住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第10条第1項に規定する居住支援協議会等が行う民間賃貸住宅等への入居の円滑化に関する活動に要する経費
- ・事業主体：居住支援協議会等（ただし、災害害時における民間賃貸住宅の有効活用に係る体制整備に係る事業を実施する場合には、民間事業者等を含む。）

#### ⑤ 改正高齢者住まい法の普及促進事業

- ・補助内容：サービス付き高齢者向け住宅に関する登録制度の円滑な運用及び普及促進に向けた、登録情報の調査・分析、情報提供方法の修正・改善に係る取組みに要する経費
- ・事業主体：民間事業者等



国内外から選好される国際競争力の高い魅力ある観光地域づくりを促進するため、地域の取組段階に応じ、地域独自の「ブランド」の確立を通じた日本の顔となる観光地域の創出に向けた取組を支援する。

## 実施概要

具体的には、地域の取組段階に応じて、以下の取組を支援。

- (1) 目指すべき地域の将来像の策定、マーケティングの実施等を通じたブランド戦略の構築。
  - (2) ブランド戦略に基づき、来訪者の豊かな旅行を支える応接環境の整備、取組の恒常的实施・改善を通じたブランド管理、地域資源の価値を最大限に活かした空間の形成等の実施。
- また、対象地域等において、GPS機能等により蓄積される「位置情報」等を活用した観光客の行動・動態等の調査・分析を実施し、今後の取組への活用方法の検討を行う。

## ブランド観光地域

地域独自の価値を活かした「ブランド」が確立された日本の顔となる地域を登録

## 観光地域づくりプラットフォームを有する観光圏

### 観光地域ブランド化基盤づくり支援

- 観光圏の取組みが一定程度地域に浸透し、かつ、地域独自の価値を戦略的に創出・提供することにより「ブランド」の評価の確立を目指す地域

補助対象事業：ブランド戦略の策定（マーケティング調査、満足度調査、ターゲット・ポジショニングの設定、ブランドイメージの設定等）

補助対象者：地域のマネジメントを中心的に担う民間団体等

補助額：上限500万円

### 観光地域ブランド化確立支援

- ブランド戦略を策定の上、ブランドの維持・向上に向けたアクションプランに基づき事業を実施する地域

補助対象事業：

- ① 来訪者と地域の交流を支える応接環境の整備  
ワンストップ受入環境整備、ブランドイメージを支える滞在プログラム造成等
- ② 取組の恒常的实施・改善を通じたブランド管理  
品質管理・保証システムの構築、満足度調査、戦略的プロモーション等
- ③ 地域らしさを演出する地域独自の空間の形成  
滞在プログラム等と連動した修景、移動の利便性向上の取組等

補助対象者：地域のマネジメントを中心的に担う民間団体等

補助額：事業費の4割

# 「子どもの水辺」再発見プロジェクト

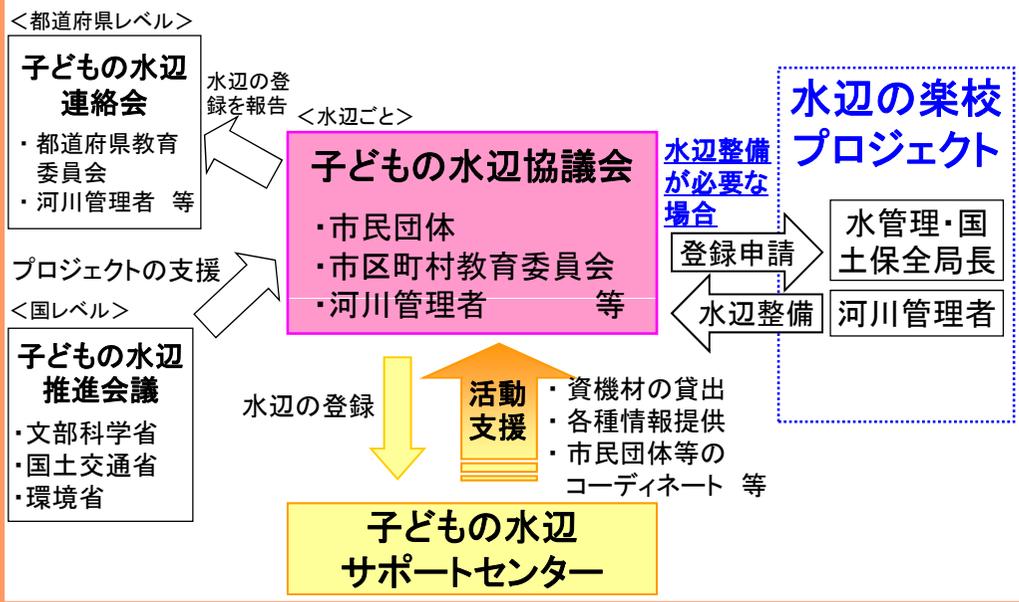
文部科学省・国土交通省・環境省連携プロジェクト H11年度創設・H14年度改訂

- 地域の市民団体、教育関係者、河川管理者等が一体となって、子どもの水辺協議会を設置。
- 「子どもの水辺サポートセンター」が活動を支援（資機材の貸出、活動のコーディネート等）。
- 必要に応じて「水辺の楽校プロジェクト」により施設整備を実施。
- 平成22年度末現在、全国で290箇所が登録されている。

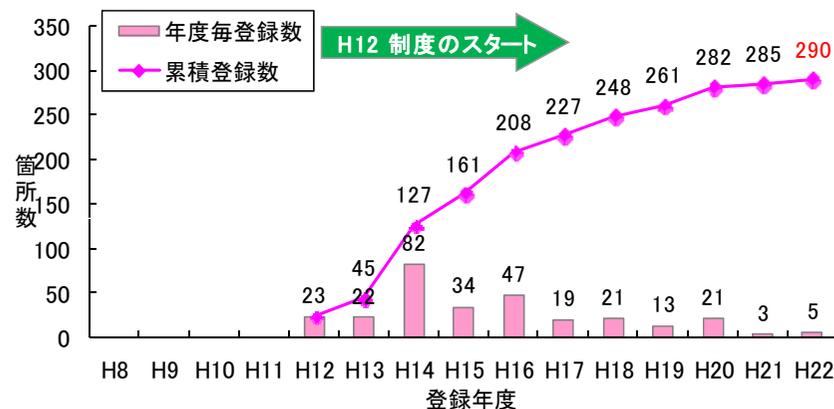


「子どもの水辺」での活動の様子(漁川(北海道))

## 文部科学省・国土交通省・環境省連携



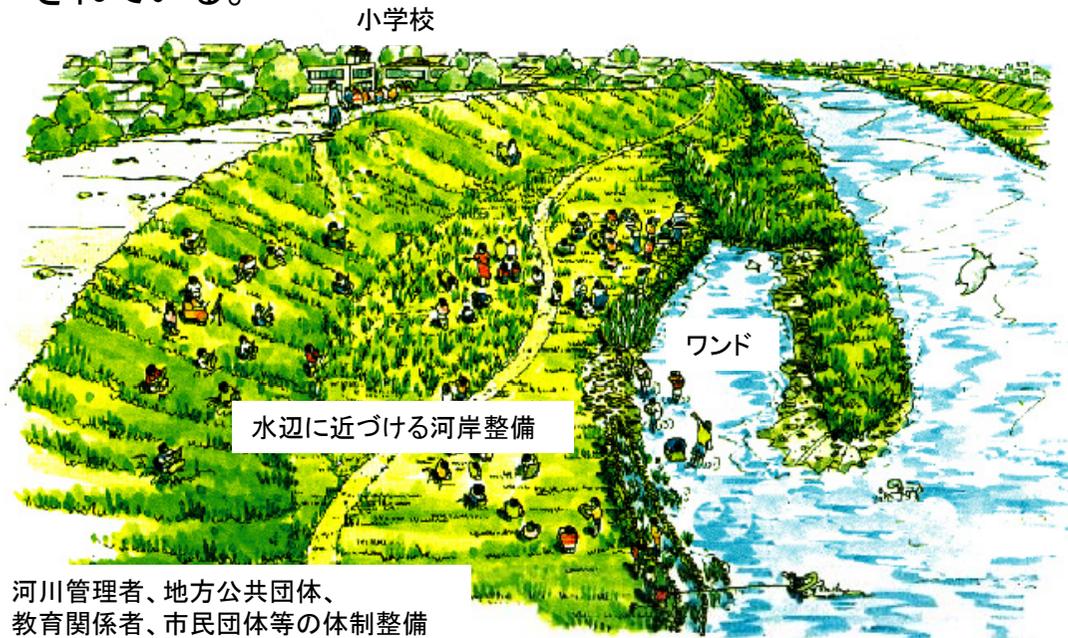
「子どもの水辺」再発見プロジェクト登録箇所数の推移



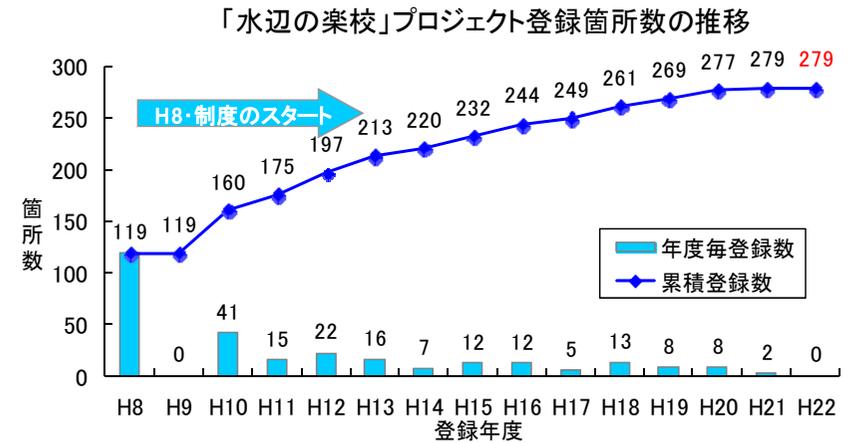
# 水辺の楽校プロジェクト

■ 「子どもの水辺」における環境学習や自然体験活動を進めるにあたって河川の整備が必要な場合に、自然の状態を極力残しながら瀬や淵、せせらぎ、ワンド等の自然環境を保全・復元するとともに、子どもたちが安全に自然に出会えるよう河岸等へのアクセス性の改善（堤防の緩傾斜化、水辺に近づける河岸整備）、遊歩道の整備等を行う。

■ 平成22年度末現在、全国で279箇所が登録されており、各地域の特色を活かした様々な取組みが展開されている。



水辺の楽校のイメージ図



桐生川水辺の楽校  
(栃木県桐生市)

# NPOや住民団体と連携した自然再生の取り組み

NPO、地域の住民団体、関係行政機関が連携、協力して、地域における自然の再生を目的に、湿地・干潟の再生や、水辺の再生など自然再生を推進している。

- 実施事例
- ・円山川(兵庫県).....コウノトリと共生できる環境の復元
  - ・国府川・天王川(新潟県)....湿地の創出、河川の自然再生(トキの生息環境の復元)

- ・NPOや地域住民の参画により、現地の状況が的確に把握され事業実施に反映されている。
- ・また、自然再生がより多くの住民の協力により進められている。

## 円山川の事例

- 円山川は昭和30年頃まで、コウノトリが多数生息する河川。
- 周辺の開発、農薬の影響等により、コウノトリは絶滅。(日本で最後の野生生息地となった)

## 管理者の取組

湿地の創出(地元住民もコウノトリの生息環境に配慮した高水敷切下げに理解)



## コウノトリ野生復帰推進協議会

コウノトリの採餌環境の創出

- ・管理者・・川の掘削を行う際に水深が浅い湿地帯を創出、用水路との連続性の確保等
- ・地域住民・・無農薬農業の実施等

## コウノトリの野生復帰



## NPOとの連携

- 自然再生の計画段階から協議会にメンバーとして参画。
- 治水工事における環境への配慮事項について助言。
- モニタリング調査への助言や現地調査を市民も参加して協同で実施。

## 地元農家等の取組

地元では、極力、農薬を使わない営農を実施。コウノトリの餌となる小魚やドジョウ等の生息環境を確保。



環境負荷の小さいアイガモ農法の実施

# 海辺の環境教育の推進

将来を担う子供達の自然体験活動や環境教育の場を提供するとともに、これら活動を積極的に支援するため、地方整備局等港湾関係事務所とNPO、教育機関、自治体が連携して、海辺の自然学校を開催。

## 展開スキーム

### 国土交通省

- 海辺の環境教育等を行う場となる海浜等の整備
- 多様な主体との連携

### 自然環境を活かした地域づくりを目指す自治体・NPOなど

- 市民参加の促進
- 総合学習(地域性のある)
- 地域の活性化
- NPOのネットワーク化
- 指導者養成

連携

- 企画立案
- 運営体制整備
- 広報・参加募集

「海辺の自然学校」開校

### 地域の主体に運営ノウハウ等の蓄積

- NPO、教育機関、自治体等が主体的に実施する体制を整備



自然体験活動(神奈川県、横浜港)



自然体験学習(新潟県、新潟西港)



生物観察(山口県、徳山下松港  
大島干潟)



生物観察(広島県、尾道糸崎港  
海老干潟)

# 「新しい公共」の担い手による地域づくり推進経費

人々の支え合いと活気のある地域づくりに向けた様々な当事者の自発的な「協働の場」、すなわち「新しい公共」を実現するため、地元企業、地縁組織、NPO等の多様な主体による地域経営や地域課題解決のシステム構築に向けた活動環境の整備を推進する。

## ①「新しい公共」活動環境整備等検討調査

- 全国での個別地域金融機関と活動主体の情報交換の場の設定
- 各地方整備局等による現地調査、ヒアリング等の実施



活動の担い手の視点から活動環境整備のための課題を抽出

活動環境整備に向けた国の施策のあり方等について検討

## ②地域内資金循環を支える仕組みに関する基本的枠組みの検討調査

H23

活動主体に対する資金的支援や非資金的支援のあり方に関する検討

H24

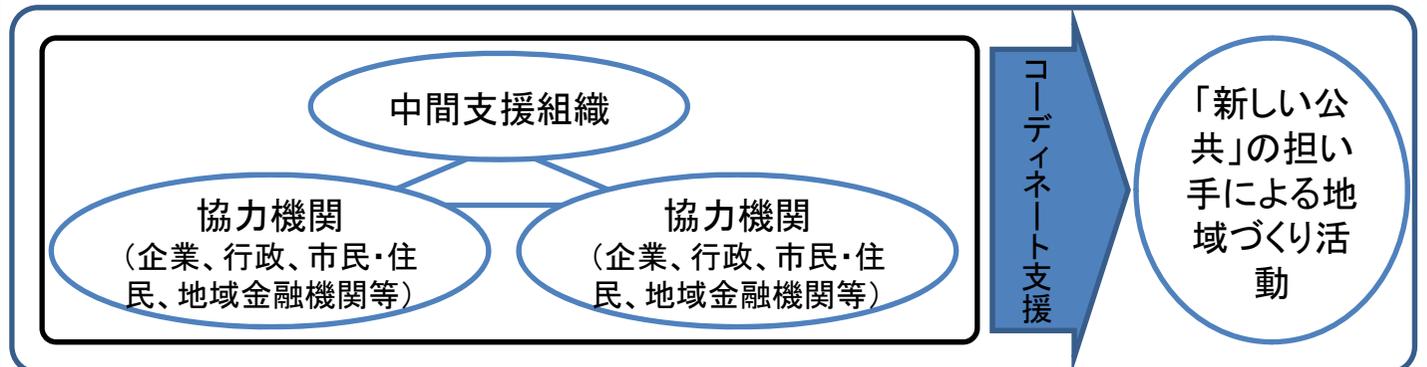
連携体制の構築と地域内資金循環を支える仕組みにおける各主体の連携のあり方に関する検討

H25

地域内資金循環を支える仕組みに関する基本的枠組みの検討

## ③「新しい公共」による地域づくり活動に係るコンテスト・助言指導事業

「新しい公共」による地域づくり活動に対して、中間支援組織を中心とした関係機関が連携して、自立的・持続的な活動に向けてコーディネート支援を行う取組を募集・選定し、その取組の効果や課題等を検証するとともに、取組に対する助言指導を公開形式で行い、共有可能なコンテンツとして整理



「新しい公共」の担い手による自立的・持続的な地域づくり活動の推進